

国立大学法人熊本大学広告掲載基準について

平成31年3月6日

学 長 裁 定

(趣旨)

第1 この基準は、国立大学法人熊本大学における広告掲載に関する取扱規則（以下「規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、広告媒体への広告掲載に関し必要な事項を定める。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2 国立大学法人熊本大学（以下「本学」という。）の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告掲載を行うことができる者の要件)

第3 広告掲載を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。ただし、第8号に掲げる者のうち、部局等の長が特に認める者についてはこの限りではない。

- (1) 法令等に違反している者
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む者
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業を営む者
- (5) 本学から建設工事、物品の購入及び製造、役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けている期間中の者
- (6) 国、自治体等から違法又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中の者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中の者
- (8) その他次に掲げる商品又はサービスを取り扱う者
 - ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの
 - イ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
 - ウ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引又はこれに類する取引に関するもの
 - エ 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
 - オ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
 - カ 消費者金融に関するもの
 - キ たばこに関するもの
 - ク 賭博に関するもの
 - ケ 法令等による規制の対象となっていないが、社会的に問題となっているもの

(広告掲載の内容の基準)

第4 広告の内容が次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあるものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの
 - (3) 基本的人権を侵害するもの
 - (4) 政治性又は宗教性があるもの
 - (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
 - (6) 個人又は法人の名刺広告
 - (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - (8) 虚偽若しくは事実と異なる内容を含む、又は事実を誤認させるおそれがあるもの
 - (9) 比較広告
 - (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (11) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (12) 第三者に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (13) 入試、採用情報等、閲覧者が本学に関する情報であると錯誤するおそれがあるもの
 - (14) その他部局等の長が不適當であると認めるもの
- (業種ごとの広告掲載の基準)

第5 業種ごとの広告掲載の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

業種、商法、商品	表示内容等の制限
人材募集	<ol style="list-style-type: none"> 1 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めない。 2 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。 3 学生を対象としたアルバイト等の求人に関するものは掲載しない。
語学教室等	<p>安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。</p> <p>例：1か月で確実にマスターできる 等</p>
学習塾・予備校等（専門学校を含む。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 合格率など実績を載せる場合は、実績年も合わせて示し根拠を明確にする。 2 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。
外国大学の日本校	<p>下記の趣旨を明確に表示すること。</p> <p>「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」</p>
資格講座	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現

	<p>は使用しない。下記の趣旨を明確に表現すること。</p> <p>「この資格は国家資格ではありません。」</p> <p>2 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の趣旨を明確に表示すること。</p> <p>「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」</p> <p>3 資金講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>4 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。</p>
病院、診療所、助産所	<p>1 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 69 条又は第 71 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>2 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。</p> <p>3 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。</p> <p>4 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。</p> <p>5 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告できない。</p> <p>6 マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。</p>
施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	<p>1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>2 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>3 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。</p>
医薬品一般販売業	<p>広告を掲載する事業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。</p>
いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品	<p>広告を掲載する事業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。</p>
介護保険法に規定するサー	<p>1 サービス全般（老人保健施設を除く）</p>

<p>ビス・その他高齢者福祉サービス等</p>	<p>(1) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>(2) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>(3) その他、サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>2 有料老人ホーム</p> <p>(1) 前項に規定するものの他、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。</p> <p>(2) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>(3) 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。</p> <p>3 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>(1) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>(2) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>
<p>墓地等</p>	<p>地方公共団体の許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。</p>
<p>不動産事業</p>	<p>1 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。</p> <p>2 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引形態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>3 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。</p> <p>4 契約を急がせる表示は掲載しない。 例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等</p>
<p>弁護士・弁理士・税理士</p>	<p>掲載内容は、名称、所在地および一般的な事業案内等に限定する。</p>
<p>旅行業</p>	<p>1 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。</p> <p>2 不当表示に注意する。 例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等</p>

通信販売業	返品等に関する規程が明確に表示されていること。
雑誌・週刊誌等	<ol style="list-style-type: none"> 1 適正な品位を保った広告であること。 2 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。 3 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。 4 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。 5 タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。 6 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。 7 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。 8 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
映画・興業等	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認数するような内容のものは、掲載しない。 2 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。 3 いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。 4 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。 5 ショッキングなデザインは使用しない。 6 その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。 7 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
古物商・リサイクルショップ等	<ol style="list-style-type: none"> 1 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。 2 一般廃棄物処理業に係る地方公共団体の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。 例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄等
占い・運勢判断	<ol style="list-style-type: none"> 1 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

	<p>2 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。</p> <p>3 料金や販売について明示する。</p>
結婚相談所・交際紹介業	<p>1 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。</p> <p>2 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>
調査会社・探偵事務所等	<p>掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>
労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>1 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>2 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。</p>
募金等	<p>1 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。</p> <p>2 下記の趣旨を明確に表示すること。 「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」</p>
質屋・チケット等再販売業	<p>1 個々の相場、金額等は表示しない。 例：〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券、東京～熊本 16,000 円等</p> <p>2 有利さを誤認させるような表示はしない。</p>
トランクルーム及び貸し収納業者	<p>1 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付）であることが必要。</p> <p>2 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の趣旨を明確に表示すること。 例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等</p>
ダイヤルサービス	<p>“ダイヤル Q2”のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。</p>
ウイークリーマンション等	<p>営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を得ていること。</p>
<p>その他、表示内容について注意を要すること</p> <p>1 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 例：「メーカー希望小売価格の 30%引き」等</p> <p>2 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合には、その旨明示すること。 例：「昼食代は実費負担です」、「入会金が別途必要です」等</p> <p>3 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHS のみは認めない。また、法人格</p>	

を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

4 肖像権・著作権

無断使用がないか確認する。

5 宝石の販売

虚偽の表現に注意する（公正取引委員会に確認する必要あり。）

例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等

6 個人輸入代行業等の個人営業広告

7 アルコール飲料

(1) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

(2) 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

（ウェブサイトに関する基準）

第6 本学のウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告（ウェブサイト上に表示される帯状又はのぼり状の広告をいう。）とする。

2 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

3 他のウェブサイトを集積し、情報提供することを主たる目的とするウェブサイトで、規則及びこの基準、その他本学の定める広告に関する規程に反する内容を取り扱うウェブサイト閲覧者に斡旋又は紹介しているウェブサイトの広告は掲載しない。

（広告媒体ごとの基準）

第7 この基準に関するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。